資料 1

第１０回条例について話し合う１００人委員会　議事録・要約版（案）

日時：平成 22 年 9 月 28 日（火）18：00～21:00
場所：与野本町コミュニティセンター

１．開会

本日のテーマの説明（事務局）

前回の発言について

○ 第９回の１００人委員会の中で、「インクルーシブ教育は『みんな一緒』という意味ではない。」という発言があった。「統合教育が良い。」という意見もあれば、「別の教育が良い。」という意見もある。委員長の発言としては、公平性に問題があると思うので取り消しを求める。(参加者)

→大変誤解を招いた発言であったことを深くお詫びし、発言を撤回する。(宗澤委員長)

これまで、「統合教育を目指してほしい。」という意見もあれば、
ろう教育を中心に、むしろ「ろう教育に誇りを持って生きてきた。」という発言もあった。

＊ １つは、「それぞれの子どもにふさわしい教育が保障される。」ということ。
法制度から仕分けるのではなく、子どもや保護者から教育内容や行くべき学校を選択できること。
＊ もう１つは、学校教育は生活世界である。障害があっても、差別的に追いやられない、
生活世界を共にし得る学校教育を基本的に目指していくこと。
こうした方向性は皆の総意ではないかと考えている。

※文言については、誤解を招かない、皆さんの要望を受け止めた表現に仕上げていきたい。

２．議題　グループ討議・全体発表　※各グループで話し合った内容について発表

条例の名称、前文、中間報告について

名称について

＜案① 障害者のあるさいたま市民の権利条例＞

○ 「障害のあるさいたま市」という誤解を受ける文例である。
○ 一般市民の目線が抜けている。

＜案② 誰もが共に地域で暮らしていくためのさいたま市障害者条例＞

○ 「共に生活する」「誰もが共に」という表現はとても良い。
(案) * 誰もが共に地域で暮らしていくためのさいたま市の障害者の権利条例
* 誰もが共に地域で暮らしていくためのさいたま市民の権利条例
* 誰もが共に地域で豊かに暮らしていくためのさいたま市障害者条例

＜案③ さいたま市障害者の権利条例＞

○ 特に意見なし

＜「障害者」、「障害」という言葉を入れることについて＞

○ 賛成

・障害当事者の立場から･･･「障害」という言葉があっても差し支えない。構わない。違和感がない。

・障害者の差別を出発点に、「障害があっても権利が守られる」ということに重きを置くことにも意味がある。

・「障害者」という言葉を入れないと、誰のための権利か、目的がぼやける。

・あえて「障害者」「健常者」というものを謳ったり、「障害者差別禁止法」として、差別の実態を解消できる厳しい名前にしたりしても良いのでは。

○ 反対

・支援者の立場から･･･「障害」という言葉が特別に感じる。

・「障害者」を強調すると、「障害者は守られる対象」という印象を与える。

・「障害者」「健常者」と言ってしまうと、市民に届きにくくなるのでは。

・「これは障害者のための条例だ」と勘違いしてしまうのでは、「一般の方達にむけた条例である。」ということを理解してもらう必要がある。「みんなの条例」という風になかなか市民に伝わりにくいのではないか。

○ 障害者の「害」を平仮名にすることも検討してはどうか。

○ 障害のない人の「義務」、「責務」というニュアンスのある言葉を加えたほうが良いのではないか。

＜「ノーマライゼーション」という言葉について＞

○ 「ノーマライゼーション」という言葉が耳に馴染んだのでそれでいったらどうか。

○ 障害に関係する者にとっては身近だが、一歩外に出ると知らない言葉。市民の人に分かる名称が良いのでは。

○ 「ノーマライゼーション」という言葉は理想を掲げていくのに良いのでは。
分かりづらいという意見もあるが、この言葉を広めていくという意味で良いのでは。

前文について

＜前文全体について＞

○ 「さいたま市民」という言葉をどこかで入れてほしい。

○ 「障害の有る無しにかかわらず」とはっきり謳っているのはとても良い。

○ 全体で表現が優しすぎる。「差別は絶対に許さない。」という宣言を入れたほうが、強い訴えができる。

○ さいたま市として市民がやるべきこと、障害者、健常者がお互いに何をすべきか明確に示したらどうか。

○ とても理解した。分かりやすい。「障害のある人もない人も」と書かれている。これを読んだらさいたま市に引っ越して来たくなるのでは。ただ、名称や中間報告の中身とは温度差がある。

○ 前文は素晴らしい。ただ、きれいな単語、耳触りの良い単語を並べていて分かりにくい。方向性を示なら、もっとシンプルな文章でも良いのでは。

○ 分かりづらい。箇条書きのような形に変えてほしい。参加しなかった方、どんな方にも理解できるように。

○ 文章が１００人委員会の議論と乖離している。もっとさいたま市カラーが出ても良いのでは。１００人委員会で話した結果、目指すものをしっかり示してほしい。

○ 第１回の１００人委員会で宗澤委員長が話した内容をそのまま文章にしても良いのでは。

＜第１段落について＞

○ 「心豊か」という表現があるが、心の豊かさはもちろん、経済的な豊かさも大事で、これではとってつけたよ

うな印象。同じ意味だが、違う言葉に置き換えられないか。
○ 「心豊かな生活」をしっかりと目指してほしい。

＜第２段落について＞

○ 「障害のある人が地域の中で生きる」ためには、
制度の障壁を改善していくこと。地域住民の理解を深めるために普通に触れ合う状況を作っていくこと。
当事者が障害を受け入れるために、仲間や理解してくれる人、安心できる場をつくることが必要。
そういった意味で、第２段落はとても大事。

＜第３段落について＞

○ 「安心して生活できる」とあるが、ここに「安全」ということも含まれると良い。
○ 文章が長すぎる。もっと整理したほうが良いのでは。

中間報告について

＜Ⅰ 総則について＞

○ 「合理的配慮」が分かりにくい。
○ 「合理的配慮」は権利条約の神髄なので、絶対に外さないでほしい。
○ 「障害者基本法」、「障害者自立支援法」は今後、廃止や改正になるのだから載せるのはいかがなものか。
○ 市民の責務の文に「障害者」という言葉が複数出てくる。統一して分かりやすくすべき。

＜Ⅱ 障害者の権利を守るための規約について＞

○ 差別を訴える入り口が重要。条文で明記すべき。
○ 交番より目立つ駆け込み場所があるといい。
○ 障害者が「差別を受けない権利」を書いても良いのでは。
○ 自己決定権、自己選択権の追記を希望。その場合、適応除外規定、欠格条項についても再検討を希望。
○ フローチャートにある虐待や差別に対する申告、申し立て、対応の体制をすぐに作り充実させてほしい。
○ 重度の知的障害のある人、自己表現が難しい人を虐待や差別から守り、対処していってほしい。

＜Ⅲ 障害者の地域生活に関する権利規約について＞

○ 医療、家族支援の項目の追加を希望。
○ 住まいの保障をしっかりしてほしい。
○ 「市は障害者が住みたい地域で生活することができるように」という表現にしてほしい。

＜Ⅳ 障害者の自立及び社会参加に関する権利規約について＞

○ 就労に関する内容が少ない。個々の障害特性に応じた就労支援を行ってほしい。
○ 市が率先して職場開拓してほしい。市役所での障害者雇用を促進してほしい。
○ 「市は、障害者が必要とする就労にかかる支援を、生活面を含め、一体的かつ継続的に講じるような中核的な機関と各関係機関が連携し、行わなくてはならない。」→主語、各機関と市のかかわりが分かりにくい。
○ 就労の実現に向け、通勤、通学の保障をしっかりとしてほしい。
○ 公共交通機関の責任の所在が分かりにくい。駅のエレベーター設置はＪＲの管轄になるのか。
ホームに柵をつけることは、障害者だけでなく、市民の安全・安心にも繋がる。そうした取り組みも大事。

＜Ⅴ 障害児・者の発達に関する権利規約について＞

○ 障害児・者の「発達」ではなく、「教育」に変えてほしい。

○ 教育分野でどんな手立てがなされるのか不安がある。

○ 受入側の支援体制がどう整えられるかが大きな問題としてある。しっかり対応していくことが必要。

○ 条文を整理し、変更してほしい。（参加者からの改訂案↓）

2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方

（1）市及び教育機関は、可能な限り包摂的な教育を行わなければならない。

（2）市及び教育機関は、関係機関との連携のもと、必要とする教育内容に即した教育機関を本人及び保護者が選択できるような手立てを講じなければならない。

（3）市及び教育機関は、個々の障害児・者が必要とする教育内容及び支援に沿った教育を行わなければならない。

3 「障害者理解」に対する考え方　※重要項目なので、階層を上げて表記したらどうか。

（1）市及び教育機関は、学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるような手立てを講じなくてはならない。

＜Ⅵ 条例の推進体制について＞

○ 障害者施策推進本部の本部長に市長とあるが、名誉職で終わらせず、市長として権限を発揮し、推進に直接かかわってほしい。そして、条例の実効性を高めてほしい。

○ 全庁的な取り組みがどのように図られるのか不安。全庁的に理解を進め、チェックしていくことが大事。

○ 条例の報告、実施状況の報告は市民会議を経て、施策推進協議会にいってほしい。13 ページに追記を希望。

○ 年に１回でも１００人委員会のような集まりを持ち、条例について話ができるといい。

○ 見直し期間 5 年の再検討を希望。

＜中間報告全体について＞

○ 全体的な指針を目指すのであれば、もっとシンプルにしても良いのでは。

○ 「可能な限り」という表現が多い。この言葉で別な差別が生まれてしまう可能性がある。

○ 障害のある人達だけのために条例をつくるのかと心配していたが、「全ての市民」という文言が多くあり、障害者手帳を持たない人にも配慮した内容になっているので安心した。

○ 当事者や関係者だけでなく、一般の人にも分かるような、興味を持ってもらえるような表現にしてほしい。

○ 解説文は知的障害のある方も理解できるよう、もっと分かりやすくしてほしい。

○ もっと時間をかけて議論し、文章的にも良いものができるようにしたら良いのではないか。

○ よくまとめてある。ここまでまとめて頂いて感謝です。

条例づくりについて

＜１００人委員会・最終報告案について＞

○ これまでの議論がどう反映されるのか見えにくい。できれば最終報告案について再度議論したい。

○ 一生懸命頑張って参加したが、参加した意義が感じられない。差別事例を出しても条例に反映されていない。分野毎、生活場面毎のガイドラインをつくるべきでは。

○ 委員会の中で様々な意見交換ができたのが有意義だった。

○ 障害福祉課以外の市職員にももっと参加してほしかった。

○ １００人委員会は続けてほしい。こうした機会を多く作らないと障害のある人とない人の間の溝は埋まらない。

＜市民への周知・広報について＞

○ イベントやポスター、マスコミなどを使い、市民に周知することが最大の課題。

○ 条例ができた時に、さいたま市の病院や学校、子どもに伝えることができると良い。
市民の責務も謳われているので、自治会等で周知し、継続した取り組みにしていくべき。

＜今後の取り組みについて＞

○ 条例をつくって終わりではなく、議員や全庁的な取り組みに私達の声や実態を届けていきたい。

○ 市長のマニフェストで謳ったものであるから、ぜひとも予算をつけてほしい。

○ 社会には女性や子どもの差別もある。障害者のための条例だけでなく、人権擁護的な条例をつくることが、これからのさいたま市の課題ではないか。

○ 障害者だけでなく、弱い人に目を向けていくことができる市民がたくさん増えることに条例が役立ってほしい。

○ 障害者のためになる条例を作ってほしい。

○ この条例を楽しみにしています。

３．閉会

質問一部回答（事務局）

＜今後の予定について＞

○ 最終報告案･･･中間報告に今まで頂いた意見をもとに最終報告案を条例検討専門委員会の中でつくる。
これまでの個別のグループ録と共に、参加者に送付する。

○ 審議期間･･･３カ月延長 10～11 月の２カ月、

○ タウンミーティング･･･全１０回開催予定。是非参加頂き、ご意見をいただきたい。

○ パブリックコメント･･･10 月後半から行う予定。そこでも意見をいただきたい。

○ 市民会議･･･１００人委員会は本日で終了となるが、障害に関する市民会議を設置する予定。

挨拶（障害福祉課 岡村課長）

○ 長期間、大勢の皆様に１００人委員会にご参加いただき心から感謝を申し上げます。
この間、皆様から頂いた貴重なご意見をできる限り条例に、計画に反映させていきたい。

司会まとめ（宗澤委員長）

１００人委員会について

○ 条例づくりを契機に様々な立場、考えの人達が議論を重ねてきた事実、これは大変重みのあるもの。

○ １００人委員会はこれで終わるのではなく、まさにこれからが始まり。
条例の推進体制の一環として、「障害に関する市民会議」の設置を提案している。
さいたま市障害者施策推進協議会の中で、障害に関する市民会議の充実の方策について具体的に検討していく。

○ 全ての人の障害のある人の差別をなくすため、様々な本音を出し合いながら、歩調を合わせつつ、この条例を地域社会に根付かせていく。この出発点に１００人委員会のかけがえのない営みがあった。

最終報告案について

○ 最終報告案にむけ、差別事例集や１００人委員会での意見を最後まで活かす努力をする。

最後まで皆さんの意見を受けて条例を仕上げる。それはお約束する。

○ ひとまずの段階で皆様にお届けし、ホームページに公表する。

○ 前回の誤解を招いた発言については、撤回させて頂いた通り。表現や文言については最大限の努力をする。
条例をあらゆる問題の基本指針として扱えるようにするため、個別具体的な課題については、この条例を通して包括的に扱えるような文言に仕上げる。

○ 「障害のある方が様々な権利の主体である」ということが、誰が読んでもわかるような、障害者権利条約の精神を隅々まで行き届かせるような表現を貫きたい。

○ 前文は、障害者権利条約第 17 条にいう「個人のインテグリティの保護」の考え方がわかるように表現したい。

*「インテグリティ」とは･･･政府訳「健全さ」。語源「外部から損なわれることのないありのままの状態」。
*「インテグリティの保護」とは･･･第三者から「お前はこうしろ。」と言われるのではなく、障害のある人がまさに権利主体として生きていくという精神が含まれる。

○ さいたま市の条例では「障害」と「差別」に関する包括的な定義を貫きたい。

施策について

○ さいたま市は様々な事業の実施主体。
基本指針として条例を定めるからには、必要な施策の拡充を併せて議論する必要がある。

○ 差別事例集を施策課題として整理する作業を始めている。さいたま市障害者施策推進協議会でそれらをもとにした今後の施策課題を具体的に明らかにし、地域の現実を変えていく努力をしていきたい。

○ 予算面における特段の配慮のお願いを市長にも強く申し上げた。

最終報告案以降について

○ 最終報告案以降は議会にかかる。最後は議会を通過するかどうかにかかっている。

○ 幅広い障害のある人の権利、差別の克服に関心と十分な理解を持つ人を一人でも増やしていく努力の一環として、地域で選出されている議員の皆さんにも理解を深める努力を頂戴したい。

○ この条例は、障害のある人を真ん中に据えて、人権を真ん中に据えて考えてきた条例であるが、
条例の実現を通じて、全ての人がさいたま市という地域の中でより生き生きと生活することができること、
全ての人権の権利と豊かさ、幸福権の実現、を目指していることを理解いただきたい。

○ 「この条例ができて良かったね。」と言える条例に仕上げること、
「条例がさいたま市で制定されたね。」と言える日が来ること、を願っています。
皆さん、どうもありがとうございました。